

平成 23 年 2 月 17 日制定

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則に関する細則」

(目 的)

第 1 条 この細則は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(特定の投資信託の定義)

第 2 条 規則第 11 条に定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託のうち細則に定める投資信託は、以下の定義に該当する投資信託(以下「特定の投資信託」という。)とする。

目論見書又は投資信託約款において、デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。)第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引又は商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 15 項に規定する商品によるデリバティブ取引をいう。以下同じ。)を活用(直接活用又は仕組債(規則第 2 条に規定する仕組債をいう。以下同じ。)等により間接活用するものを含む。)し、目標とする投資成果(償還価額、収益分配金等)や信託終了日が、特定の指標又は価格(以下「基準指標」という。)の水準により定められると記載されているものであり、かつノックインオプション又はそれに類する投資上の経済的効果を利用して、信託期間中のある一定期間に基準指標が一定のレベル(一定の範囲を超えて下落又は上昇した場合のレベルをいう。以下「一定のレベル」という。)に達した場合には、一定のレベルに達しない場合と異なり、償還価額が基準指標の値動きを反映するようになる等、投資者にとって元本の毀損及び特殊な収益性をもたらすこととなる商品性格を有するもので、基準指標の値動き(クレジットに関するものを除く。)に対し一定の条件のもとで元本を確保する(又は損失を限定する)機能や仕組みをもつ投資信託をいう。

(表 示)

第 3 条 特定の投資信託が容易に理解できるよう目論見書及び販売用資料その他当該投資信託の内容を説明する文書(電磁的方法によるものを含む。)(以下「販売用資料等」という。)の表紙あるいは冒頭に、基準指標が一定のレベルに達した場合に元本を大きく毀損するリスクがある等、投資者に明確に注意喚起するために以下の文言を明示する。なお、この場合、文字の大きさは日本工業規格 Z8305 に規定する 12 ポイント以上とし、枠で囲みをつけるものとする。

この投資信託は、あらかじめ定めた一定のレベルに【基準指標】(注)が達した場合には、元本を大きく毀損するリスクがありますので、申し込みの際には十分にご検討ください。

(注)「基準指標」は、当該投資信託の内容に合致するもの(例えば、「日経平均株価指数」等)とする。

(販売用資料等に関する開示の特例)

第 4 条 特定の投資信託の販売用資料等の記載に当たっては、以下の順序に従って記載するものとする。

(1) 基準指標が一定のレベルに達した場合の説明として、基準指標が一定のレベルに達した投資信託は、一定のレベルに達した事で元本確保等機能がなくなり基準指標の値により償還価額が変動する商品性となる旨、基準指標の値動きに対応して想定される償還価額等の内容を明瞭にわかり易く記載する。

(2) 解約制限が存在する場合には、一定のレベルに達する前後の基準指標の水準と解約制限の相関関係(例えば、「基準指標が一定のレベルに達する直前又は直後で受益者が当該投資信託を換金しようとしても、換金を申し込むタイミングが換金できないクローズド期間中に該当している場合には換金する事ができない。」という事が明確にわかるように記載する。)を強調してわかりやすく記載する。

(3) 仕組債を組入れている場合は、「デリバティブの仕組みが内包されている仕組債」である旨を記載することとし、また、仕組債の「クレジットリスク」「流動性リスク」を適切に記載する。

(4) 運用方針の説明や分配方針の説明、仕組債又はその他特殊な仕組みに関する情報(発行体等)については、上記(1)から(3)までの記載の後に記載する。

2 前項の(1)から(3)までの記載事項については、日本工業規格 Z8305 に規定する 12 ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いて説明することとし、合せて強調文字やその他工夫をした上でできるだけ目立つよう記載するものとする。

3 交付目論見書の作成に当たっては、上記(1)～(4)までを「ファンドの目的・特色」として記載する事とし、次に「投資リスク」の説明を改めて記載する事に留意する。

(運用報告書に関する開示の特例)

第 5 条 特定の投資信託は、運用報告書作成時点における指標の価額、スタート価額、ロックイン価額等の相対的状況を開示するとともに、基準指標が一定のレベルに達した投資信託は、一定のレベルに達したことで元本確保等機能がなくなり基準指標の値により償還価額が変動する商品性となった旨、基準指標の値動きに対応して想定される償還価額等の内容を明瞭にわかり易く表示するものとする。

(適時開示に関する特例)

第 6 条 特定の投資信託の適時開示については、より一層の徹底を図る事とし、基準指標が一定のレベルに達した投資信託は、一定のレベルに達した事で元本確保等機能がなくなり基準指標の値により償還価額が変動する商品性となった旨、基準指標の値動きに対応して想定される償還価額等の内容を明瞭にわかり易く開示資料として作成した上で、委託会社のホームページに開示するとともに、取扱い販売会社に対して当該開示資料を送付するものとする。

(確定していない情報の開示資料の作成等)

第 7 条 特定の投資信託の組成に当たって、クーポンレート、分配金その他収益の確定要素等については、これらが確定した後に速やかに開示資料として作成した上で、取扱い販売会社に対して当該開示資料を送付するものとする。

(基準指標の値による情報開示資料の作成等)

第 8 条 特定の投資信託の組成に当たって、基準指標が一定のレベルに達した場合には、第 6 条の規定に従い開示資料を作成し、取扱い販売会社に対して当該開示資料を送付する旨を当該投資信託の募集に使用する販売用資料等に記載するものとする。

附則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。